

第2回静岡県国民保護協議会に諮問した

県計画（案）からの主な修正

1 県国民保護計画の構成

資料編に盛り込むこととしていた様式、文例、地形図、道路一覧、鉄道路線一覧、関係機関連絡先などについては、常に変更が見込まれるため、計画とは切り離し、別に資料として整備する。

頁	前回計画（案）	頁	今回計画（案）
2	2 県国民保護計画の構成 県国民保護計画は、以下の各編により構成する。 第1編 総論 第2編 平素からの備えや予防 第3編 武力攻撃事態等への対処 第4編 復旧等 第5編 緊急対処事態への対処 <u>資料編</u>	2	2 県国民保護計画の構成 県国民保護計画は、以下の各編により構成する。 第1編 総論 第2編 平素からの備えや予防 第3編 武力攻撃事態等への対処 第4編 復旧等 第5編 緊急対処事態への対処 (削る)

2 関係機関の事務及び業務の大綱等

関係機関のうち、県が指定する指定地方公共機関については、わかり易くするため、機関名を具体的に盛り込むこととする。

なお、指定公共機関については、県外の機関に協力を要請する場合があるため、前回計画（案）の通りの記載とする。

前回計画（案） 7 頁

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
日本郵政公社	1 郵便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保
道路管理者	1 道路の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

今回計画（案） 8～9 頁

(4) 指定公共機関

（「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令第3条」及び「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第2条第6号に規定する指定公共機関の公示」により指定されている機関をいう。）

機関の区分	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時的設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	1 水の安定的な供給
日本郵政公社	1 郵便の確保
<u>一般信書便事業者</u>	<u>1 信書便の確保</u>
病院その他の医療機関	1 医療の確保
河川管理施設、道路、港湾、空港の管理者	1 河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

(5) 指定地方公共機関

機関の区分及び名称	事務又は業務の大綱
<p><u>放送事業者</u></p> <p><u>静岡放送株式会社</u></p> <p><u>株式会社テレビ静岡</u></p> <p><u>株式会社静岡朝日テレビ</u></p> <p><u>株式会社静岡第一テレビ</u></p> <p><u>静岡エフエム放送株式会社</u></p>	<p>1 <u>警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)</u> <u>の内容並びに緊急通報の内容の放送</u></p>
<p><u>運送事業者</u></p> <p><u>株式会社富士急マリリゾート</u></p> <p><u>株式会社エスパルスドリームフェリー</u></p> <p><u>社団法人静岡県バス協会</u></p> <p><u>伊豆急行株式会社</u></p> <p><u>伊豆箱根鉄道株式会社</u></p> <p><u>岳南鉄道株式会社</u></p> <p><u>静岡鉄道株式会社</u></p> <p><u>大井川鉄道株式会社</u></p> <p><u>遠州鉄道株式会社</u></p> <p><u>天竜浜名湖鉄道株式会社</u></p> <p><u>社団法人静岡県トラック協会</u></p>	<p>1 <u>避難住民の運送及び緊急物資の運送</u></p> <p>2 <u>旅客及び貨物の運送の確保</u></p>
<p><u>ガス事業者</u></p> <p><u>下田ガス株式会社</u></p> <p><u>伊東瓦斯株式会社</u></p> <p><u>熱海瓦斯株式会社</u></p> <p><u>御殿場瓦斯株式会社</u></p> <p><u>静岡瓦斯株式会社</u></p> <p><u>東海ガス株式会社</u></p> <p><u>島田瓦斯株式会社</u></p> <p><u>中遠ガス株式会社</u></p> <p><u>袋井ガス株式会社</u></p> <p><u>中部瓦斯株式会社</u></p> <p><u>社団法人静岡県エルピーガス協会</u></p>	<p>1 <u>ガスの安定的な供給</u></p>
<p><u>病院その他の医療機関</u></p> <p><u>社団法人静岡県医師会</u></p> <p><u>社団法人静岡県看護協会</u></p> <p><u>社団法人静岡県病院協会</u></p>	<p>1 <u>医療の確保</u></p>

<u>道路の管理者</u> <u>静岡県道路公社</u>	<u>1 道路の管理</u>
---------------------------------	----------------

3 県の地理的、社会的特徴

県の地形や気候については、わかり易くするため、国民保護措置の実施に当たって把握しておくべき内容に限定する。

また、平均気温のグラフ、市町別の人口などは、わかり易くするため、計画に記載するのではなく、別に資料として盛り込むこととする。

前回計画（案）9～14頁（削除）

第4章 県の地理的、社会的特徴

(1) 地形

静岡県は我が国のほぼ中央に位置し、温暖な気候と豊かな自然に恵まれる。東は箱根山を境に神奈川県、西は浜名湖の西側で愛知県に接し、北は富士山を境に山梨県及び南アルプス連峰を境に長野県と接する。南は黒潮が直接影響を与える相模湾、駿河湾と遠州灘に面し、伊豆半島は南方に突出して駿河湾と相模湾を分ける。

海岸線の延長は約500kmの長さに及ぶ。県の東西約160km、南北約120km、面積は7,779k㎡である。

本県の地形は、南へ突出した伊豆半島と御前崎、東部の富士山と中・西部の急峻な山地、それを刻む急流河川と幅狭い海岸平野、伊豆半島のリアス式海岸と中・西部の平滑な海岸、眼前にひろがる急深な駿河湾と相模湾、それにやや陸棚の発達した遠州灘で代表される。

東部は富士山(3,776m)、愛鷹山、箱根山などの火山、伊豆半島も天城山(万三郎岳1,407m)をはじめとする火山と火山性山地が大部分を占める。中部は竜爪山(1,051m)など南部フォッサマグナの山々、西部は南アルプス赤石山脈(赤石岳3,120m)とその手前の山々が広域にひろがり、これらの山地斜面の平均斜度は30度を超えるところが多い。

急峻な山地を浸食する河川は急流となり、山地を浸食して多量の砂礫を運ぶ。静岡県に源流をもつ安倍川と大井川をはじめ、山梨県から富士川、長野県からの天竜川など本県の4大河川はいずれも日本を代表する急流河川である。

(2) 気候

静岡県は全国的にみて、極めて気候が温和で恵まれた気象条件にある。しかし、一面において気象の変化は激しく、雨、風、波浪等による異常気象も現われやすい。

静岡県を気候的に大別すると、伊豆、富士山麓、県中部、県西部の地域に大別することができ、それぞれの地域で特性をもっている。これらの地域別に気温、風、雨量についてみると以下のとおりである。

① 伊豆地方

伊豆半島の南部と北部、東海岸と西海岸では気候的にみても相当に違っている。気温は、県内でも温暖な地域となっていて、平均温度は16℃～17℃で沿岸地方では特に暖かい。しかし、田方平野では、日中と夜間の気温格差が大きく、特に冬季の夜間は顕著な冷え込みとなる。

風速は南伊豆で全般に強く、特に冬季の季節風時は西よりの風が強くなり、石廊崎の1月、2月では10m/s以上になる日数は共に50%ぐらいとなっている。

東海岸と西海岸地域についてみると、特に風については東海岸では北東気流による影響が大きく、天気も北東風により悪天となる。西海岸では、西ないし南西の風が卓越し、特に冬季の季節風の影響が現れやすくなっている。

② 富士山麓地方

この地域は東山麓、南山麓に分けることもできるが、いずれも海拔高度により気温が変わり、御殿場（標高約470m）、白糸（標高約500m）とも、年平均気温は約13℃となっているが、吉原（標高約35m）では約16℃で、県内の平坦地域と何ら異なっていない。

風は富士山、愛鷹山、箱根山地、天守山地等の地形に支配されて、東山麓、西山麓では南と北の風が卓越し、南山麓では秋から春にかけては西の風が現れやすいが、夏は海陸風により南の風が多くなっている。風速は御殿場地方では一般に弱いですが、富士宮南部から岳南地方では風が強く、特に冬の季節風の時や南を低気圧が通過する時は強風となりやすい。

なお、海拔300～400m以上では霧が出現することが多く、特に梅雨期においては霧日数が多く、御殿場では月平均10日位となっている。

③ 県中部地方

中部山岳の南側にあたるため、駿河湾の影響をうけて、極めて気候が温和で年平均気温は平野部では約16℃位である。冬季は日照時間が長く、夏季は高温多湿であるが海陸風により日中の気温は著しく高くはならない。

風は年間を通じて静岡市付近では、南ないし西の風と北東の風が卓越し、御前崎付近では、西の風と北東の風が顕著である。冬の季節風は静岡市付近では長続きせず、山岳部では一般に弱いですが、大井川下流から南では西よりの風が強く、特に御前崎付近

では 10m/s 以上の風が数時間吹き続くことは珍しくない。御前崎では 10m/s 以上となる年間日数（約 121 日）の約 6 割が冬期から早春（12 月～3 月）に集中している。

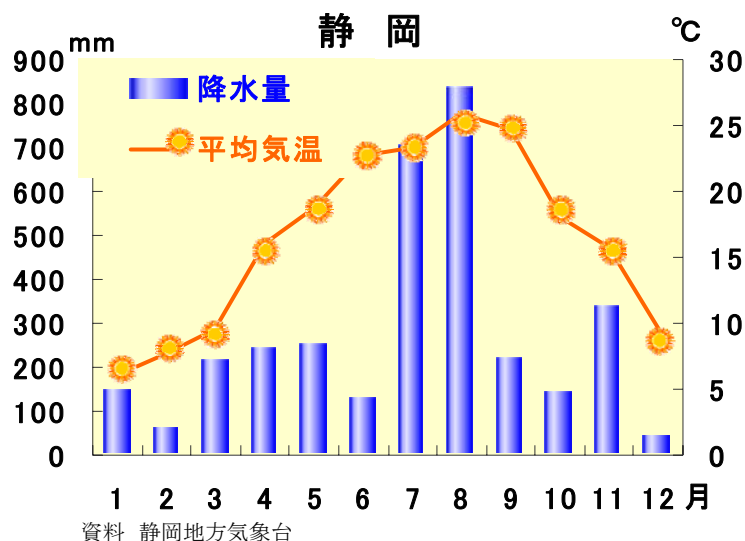
しかし、静岡では 10m/s を超えるのは月のうち 0.2 日の割合である。春から秋にかけては海陸風が発達し、日中は南よりの風が吹くことが多い。

④ 県西部地方

浜松市を中心とした太田川、天竜川流域と浜名湖周辺の県西部地方は、県中部の地域と同様に気候は温和であるが、県中部より気温はやや低く、平野部の年平均気温は 15～16℃となっている。しかし、山間部の地方ではさらに 0.5～1℃位低くなっていて、次第に内陸的な傾向が増し、夏季には県の最高気温となることがしばしば起きている。

冬期の季節風による強風は、浜松では 10m/s 以上になる日数がひと月で 2～3 日となっている。しかし、春から秋にかけては一般に風速は弱いですが、台風の襲来時には 20 m/s 以上の暴風となることがある。

なお、遠州灘海岸では竜巻が発生することがある。



(3) 人口分布

静岡県的人口は、太平洋岸の海岸部を中心とする JR 東海道本線沿いに集中している。

県北部の山間部においては、南アルプスや富士山麓を中心とした急峻な山岳部が存在しており、人口分布はまばらである。

また、県東部地域においては、三島市、沼津市、富士市を、県中部地域においては、静岡市を、県西部地域においては浜松市を中心に人口密集地域が広がっている。

なお、伊豆地域においては、熱海市、伊東市、下田市においての人口密集地域は、海岸部を中心とした狭い地域に限られている。

【市町人口の人口密度と年齢分布】

(単位：人 人口密度・人/k㎡)

市町名	人 口	14 歳以下	15-39 歳	40-64 歳	65 歳以上	年令不詳	人口密度
県 計	3,799,809	544,825	1,187,787	1,315,730	750,900	567	492.53
市 部 計	3,283,639	472,815	1,040,140	1,137,160	632,989	535	682.60
郡 部 計	516,170	72,010	147,647	178,570	117,911	32	177.72
静岡市	702,499	95,385	220,654	245,160	141,059	241	511.26
浜松市	802,875	117,437	261,020	269,769	154,540	109	531.29
沼津市	210,420	28,945	65,058	75,064	41,326	27	1124.64
熱海市	41,611	4,041	9,555	15,100	12,914	1	676.05
三島市	112,047	16,076	35,686	39,842	20,440	3	1803.43
富士宮市	122,267	18,418	38,294	43,406	22,148	1	388.38
伊東市	72,096	9,169	17,785	26,425	18,712	5	580.81
島田市	96,206	13,700	28,527	32,986	20,983	10	492.35
富士市	237,659	37,578	76,514	82,730	40,792	45	1110.04
磐田市	169,593	24,347	54,691	59,564	30,989	2	1033.60
焼津市	120,536	17,565	37,890	41,818	23,261	2	2624.34
掛川市	117,009	17,385	36,713	40,013	22,894	4	440.50
藤枝市	129,684	18,994	39,582	46,308	24,781	19	921.44
御殿場市	86,024	13,746	30,184	27,853	14,241	0	441.99
袋井市	82,173	12,809	28,392	27,200	13,762	10	756.94
下田市	26,993	3,168	6,395	10,019	7,411	0	257.81
裾野市	52,905	8,345	18,275	18,356	7,929	0	382.29
湖西市	44,016	6,625	15,378	14,760	7,253	0	799.13
伊豆市	37,532	4,643	9,175	13,471	10,198	45	103.12
御前崎市	36,298	5,580	11,367	12,197	7,154	0	551.81
菊川市	47,705	7,073	15,046	16,203	9,380	3	506.21
伊豆の国市	50,077	6,966	14,509	18,016	10,577	9	528.74
賀茂郡	52,593	5,907	10,758	19,431	16,497	0	
東伊豆町	15,182	1,792	3,558	5,775	4,057	0	195.07
河津町	8,425	999	1,825	3,048	2,553	0	83.59
南伊豆町	10,094	1,092	1,897	3,719	3,386	0	91.28
松崎町	8,281	956	1,586	3,027	2,712	0	97.17
西伊豆町	10,611	1,068	1,892	3,862	3,789	0	100.56
田方郡	39,028	5,750	11,848	14,081	7,349	0	
函南町	39,028	5,750	11,848	14,081	7,349	0	599.23
駿東郡	91,815	14,799	31,997	29,853	15,156	10	
清水町	31,873	5,319	11,006	10,449	5,098	1	3605.54
長泉町	38,211	6,190	13,713	12,400	5,899	9	1441.38

小山町	21,731	3,290	7,278	7,004	4,159	0	159.63
富士郡	9,910	1,272	2,667	3,662	2,309	0	
芝川町	9,910	1,272	2,667	3,662	2,309	0	133.59
庵原郡	39,644	5,107	10,823	14,580	9,134	0	
富士川町	16,966	2,224	4,765	6,401	3,576	0	548.71
蒲原町	12,907	1,666	3,447	4,709	3,085	0	878.62
由比町	9,771	1,217	2,611	3,470	2,473	0	424.27
志太郡	35,962	5,197	10,502	13,053	7,210	0	
岡部町	12,716	1,679	3,433	4,689	2,915	0	238.62
大井川町	23,246	3,518	7,069	8,364	4,295	0	947.27
榛原郡	115,497	16,348	33,175	39,016	26,937	21	
相良町	26,073	3,693	7,385	8,910	6,085	0	449.15
榛原町	25,266	3,700	7,843	8,409	5,306	8	473.50
吉田町	28,409	4,554	9,178	9,583	5,081	13	1363.20
川根町	6,137	731	1,339	2,122	1,945	0	50.94
中川根町	6,111	659	1,187	1,978	2,287	0	50.35
本川根町	3,095	317	581	1,015	1,182	0	8.25
周智郡	26,492	3,420	6,519	9,003	7,550	0	
森町	20,445	2,754	5,468	6,988	5,235	0	152.76
浜名郡	42,630	6,015	13,198	14,657	8,759	1	
新居町	17,096	2,390	5,521	5,805	3,380	0	1269.19

平成 12 年度国勢調査資料を基に市町村合併後で再集計（7 月 1 日現在）

(4) 道路の位置等

県内の道路には、東西に延びて神奈川県及び愛知県と繋がる東名高速道路、国道 1 号、県の中部地区から南北方面に延びて山梨県と繋がる国道 52 号、国道 139 号、県の東部地区から南北方面に延びて神奈川県と繋がる国道 246 号、下田市から伊豆半島を縦断して神奈川県と繋がる国道 135 号などがある。

また、主要な幹線道路としては、伊豆半島の中央部を縦断する国道 414 号、伊豆半島の西海岸をとる国道 136 号、県中部と西部を結ぶ国道 150 号などがある。

(5) 鉄道、港湾、の位置等

① 鉄道

鉄道は、J R 東海道新幹線及び、J R 東海道本線が県の東西を結んでいる。

伊豆半島には、熱海市と伊東市を結ぶ J R 伊東線、伊東市と下田市を結ぶ伊豆急行、三島市と伊豆市を結ぶ伊豆箱根鉄道が南北に延びている。

県中部には、島田市と本川根町を結ぶ大井川鉄道、県西部には掛川市と湖西市を結ぶ天竜浜名湖鉄道がある他、富士市内、静岡市内、浜松市内には、それぞれ岳南鉄道、静岡鉄道、遠州鉄道がある。

鉄道(路線)名	起点駅(県内)	終点駅(県内)
J R 東海道新幹線	熱海駅	浜松駅
J R 東海道本線	熱海駅	新所原駅
J R 伊東線	熱海駅	伊東駅
J R 御殿場線	駿河小山駅	沼津駅
J R 身延線	富士駅	稲子駅
J R 飯田線	出馬駅	小和田駅
伊豆急行	伊豆急下田駅	伊東駅
伊豆箱根鉄道	三島駅	修善寺駅
岳南鉄道	吉原駅	岳南江尾駅
静岡鉄道	新静岡駅	新清水駅
大井川鉄道	金谷駅	井川駅
遠州鉄道	新浜松駅	西鹿島駅
天竜浜名湖鉄道	掛川駅	新所原駅

② 港湾

港湾は、特定重要港湾の清水港、重要港湾の田子の浦港、御前崎港の他、地方港湾として、熱海港、伊東港、下田港、松崎港、宇久須港、土肥港、沼津港、大井川港、浜名港の9港がある。

(6) 原子力発電所の位置等

中部電力㈱浜岡原子力発電所が御前崎市佐倉に所在しており、5基の原子炉が設置されている。

(7) 石油コンビナートの位置等

静岡市清水区の清水港に清水地区石油コンビナートが所在している。
規模は、面積 1,138 k m²、特定事業所数 13 である。

(8) 自衛隊施設等の位置等

静岡県内には、自衛隊と在日米軍を合わせて9施設が存在している。

静岡県内の主な自衛隊・在日米軍施設等一覧

H17.6 現在

施設名	所在地	面積(ha)
陸上自衛隊東富士演習場	御殿場市	6,148
	裾野市	959

	小山町	1,702
	計	8,809
陸上自衛隊富士学校	小山町	79
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地	御殿場市	47
陸上自衛隊板妻駐屯地	御殿場市	20
陸上自衛隊駒門駐屯地	御殿場市	29
在日米軍富士営舎地区	御殿場市	118
航空自衛隊静浜基地	焼津市	1
	大井川町	70
	計	71
航空自衛隊御前崎分屯地	御前崎市	5
航空自衛隊浜松基地	浜松市	307

今回計画（案） 11～13頁(新規)

第4章 県の地理的、社会的特徴

(1) 地形

静岡県は我が国のほぼ中央に位置し、東は箱根山を境に神奈川県、西は浜名湖の西側で愛知県に接し、北は富士山を境に山梨県及び南アルプス連峰を境に長野県と接する。南は相模湾、駿河湾と遠州灘に面している。

東西約160km、南北約120km、面積は約7,779km²であり、海岸線の延長は約500kmの長さに及ぶ。

本県の地形は、南へ突出した伊豆半島と御前崎、東部の富士山と中・西部の急峻な山地、それを刻む急流河川と幅狭い海岸平野、伊豆半島のリアス式海岸と中・西部の平滑な海岸、急深な駿河湾と相模湾、それにやや陸棚の発達した遠州灘で代表される。

(2) 気候

県の気候は、伊豆、富士山麓、県中部、県西部地方に大別することができ、それぞれの特性は以下のとおりである。

ア 伊豆地方

年平均気温は16～17℃で沿岸地方では特に暖かい。

風速は南伊豆地域で全般に強く、特に冬は西よりの風が強くなる。東海岸地域では北東気流による影響が大きく、天気も北東風により悪天となる。西海岸地域では、西ないし南西の風が多く、特に冬は季節風の影響が大きい。

イ 富士山麓地方

この地方は海拔高度により気温が変わり、御殿場・白糸では、年平均気温は約13℃となっているが、吉原では約16℃である。

風は富士山、愛鷹山、箱根山地、天守山地等の地形による影響を受け、東山麓、西山麓地域では南と北の風が多く、南山麓地域では秋から春にかけては西の風が多いが、夏は南の風が多くなっている。風速は御殿場地域では一般に弱いが、富士宮南部から岳南地域では風が強く、特に冬や低気圧が通過する時は強風となりやすい。

なお、海拔300～400m以上では霧が発生することが多い。

ウ 県中部地方

年平均気温は平野部では約16℃である。

風は年間を通じて静岡市付近では、南ないし西の風と北東の風が多く、御前

崎付近では、西の風と北東の風が多い。冬の季節風は静岡市付近では長続きせず、山岳部では一般に弱い。大井川下流から南では西よりの風が強く、特に御前崎付近では強風が数時間吹き続くことも珍しくない。しかし、静岡では春から秋にかけて日中は南よりの風が吹くことが多い。

エ 県西部地方

年平均気温は平野部では15～16℃となっている。しかし、山間部では平均気温は0.5～1℃低くなっているが、夏には県の最高気温を記録することがある。

冬は、ひと月で2～3日の強風が吹くが、春から秋にかけては一般に風速は弱い。

なお、遠州灘海岸では竜巻が発生することがある。

(3) 人口分布

静岡県の人口は、太平洋岸の海岸部を中心とするJR東海道本線沿いに集中している。

県北部の山間部においては、南アルプスや富士山麓を中心とした急峻な山岳部が存在しており、人口分布は、まばらである。

また、県東部地域においては、三島市、沼津市、富士市を、県中部地域においては静岡市を、県西部地域においては浜松市を中心に人口密集地域が広がっている。

なお、伊豆地域においては、熱海市、伊東市、下田市の海岸部を中心とした狭い地域に集中している。

(4) 道路の位置等

県内の道路には、東西に延びて神奈川県及び愛知県と繋がる東名高速道路、国道1号、県の中部地区から南北方面に延びて山梨県と繋がる国道52号、国道139号、県の東部地区から南北方面に延びて神奈川県と繋がる国道246号、下田市から伊豆半島を縦断して神奈川県と繋がる国道135号、浜松市から南北方面に延びて愛知県と繋がる国道257号、静岡市から中山間地域を抜けて愛知県と繋がる国道362号などがある。

また、このほか、伊豆半島の中央部を縦断する国道414号、伊豆半島の西海岸を通る国道136号、県中部と西部を結ぶ国道150号、県中部を縦断する国道473号などがある。

(5) 鉄道、港湾の位置等

ア 鉄道

鉄道は、首都圏と近畿圏を結ぶJR東海道新幹線及びJR東海道本線がある。

伊豆半島には、熱海市と伊東市を結ぶJR伊東線、伊東市と下田市を結ぶ伊豆急行、三島市と伊豆市を結ぶ伊豆箱根鉄道が南北に延びている。

県中部には、島田市と川根本町を結ぶ大井川鉄道、県西部には掛川市と湖西市を結ぶ天竜浜名湖鉄道があるほか、富士市内、静岡市内、浜松市内には、それぞれ岳南鉄道、静岡鉄道、遠州鉄道がある。

イ 港湾

港湾は、特定重要港湾の清水港、重要港湾の田子の浦港、御前崎港のほか、地方港湾として、熱海港、伊東港、下田港、松崎港、宇久須港、土肥港、沼津港、大井川港、浜名港の9港がある。

(6) 原子力発電所の位置等

中部電力㈱浜岡原子力発電所が御前崎市佐倉に所在しており、5基の原子炉が設置されている。

(7) 石油コンビナートの位置等

静岡市清水区の清水港に清水地区石油コンビナートが所在している。
規模は、面積1,138 km²、特定事業所数13である。

(8) 自衛隊施設等の位置等

静岡県内には、東部に陸上自衛隊東富士演習場、富士・滝ヶ原・板妻・駒門の各駐屯地及び在日米軍富士営舎地区等が、中部に航空自衛隊静岡基地、御前崎分屯基地が、西部に航空自衛隊浜松基地が所在している。

4 指定地方公共機関国民保護業務計画の報告等

指定地方公共機関の自主性に配慮するため、知事による指定地方公共機関への助言に当たって、その自主性に留意する旨を新たに盛り込むこととする。

頁	前回計画（案）	頁	今回計画（案）
25	(2) 指定地方公共機関国民保護業務計画の報告等 知事は、指定地方公共機関が作成した国民保護業務計画の報告を受ける。 また、知事はその計画の円滑な運用等に資するために、必要となる助言を行う。	25	(2) 指定地方公共機関国民保護業務計画の報告等 知事は、指定地方公共機関が作成した国民保護業務計画の報告を受ける。 また、知事は、 <u>その計画の円滑な運用等に資するために、必要となる助言を行う。</u> <u>この場合、指定地方公共機関の自主性に留意する。</u>

5 住民の避難に関する訓練等

国民保護措置の実施に関する国民の協力は、自発的な意思にゆだねられるものである。このため、住民に対して訓練への参加を要請する場合においても、その協力は、国民の自発的な意思にゆだねられ、強制にわたらないように留意する旨を新たに盛り込むこととする。

また、自主防災組織に対する国民保護措置についての訓練の実施の促進に当たっても、同様に留意する旨を新たに盛り込むこととする。

頁	前回計画（案）	頁	今回計画（案）
33	<p>④ 住民の避難に関する訓練を行う場合において、必要と判断するときは、住民に対し、当該訓練への参加についての協力を要請するものとする。</p> <p><u>この場合において、訓練の時期、場所等は、住民が参加しやすいものとなるよう努めるものとする。</u></p>	33	<p>エ 住民の避難に関する訓練を行う場合において、必要と判断するときは、住民に対し、当該訓練への参加についての協力を要請するものとする。</p> <p><u>この場合、その協力は、自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたらないように留意するとともに、訓練の時期、場所等は、住民が参加しやすいものとなるよう努めるものとする。</u></p>
25	<p>6 自主防災組織に対する支援</p> <p>県は、自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間及び消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。</p> <p>また、<u>国民保護措置についての訓</u></p>	25	<p>6 自主防災組織に対する支援</p> <p>県は、自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間及び消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。</p> <p>また、<u>県は国民保護措置についての訓</u></p>

	<p><u>練の実施を促進し、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実に努める。</u></p>	<p><u>訓練の実施を促進するものとする。この場合、訓練の実施は、自主防災組織の自発的な意思にゆだねられるものであって、その促進に当たって強制にわたらないように留意する。</u> <u>さらに自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実に努める。</u></p>
--	---	--

6 国民保護に関する啓発

武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施する上で必要となる緊急交通路の確保等のため、運転者が取るべき措置について周知徹底する旨を新たに盛り込むこととする。

頁	前回計画（案）	頁	今回計画（案）
43	<p>(2) 学校における教育</p> <p>県教育委員会は、文部科学省の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、県立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。</p> <p>また、県は、私立学校において、これに準じた教育が行なわれるよう働きかける。</p>	43	<p>(2) 学校における教育</p> <p>県教育委員会は、文部科学省の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、県立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。</p> <p>また、県は、私立学校において、これに準じた教育が行われるよう働きかける。</p> <p><u>2 武力攻撃事態等において運転者のとるべき措置の周知徹底</u></p> <p><u>県警察は、武力攻撃事態等において、運転者がとるべき車両の道路左側への停止、交通情報の入手、規制区間外への車両の移動、警察官の指示に従うこと等の措置について周知徹底する。</u></p> <p><u>3 市町における国民保護措置に関する啓発</u></p> <p>市町は、県が実施する啓発に準じて、様々な<u>広報媒体</u>等を活用して住民に対する啓発に努めるものとし、県国民保護計画に準じて、市町国民保護計画に必要な事項を定めるものとする。</p>
	<p><u>2 市町における国民保護に関する啓発</u></p> <p>市町は、県が実施する啓発に準じて、様々な媒体等を活用して住民に対する啓発を努めるものとし、県国民保護計画に準じて、市町国民保護計画に必要な事項を定めるものとする。</p>		<p><u>3 市町における国民保護措置に関する啓発</u></p> <p>市町は、県が実施する啓発に準じて、様々な<u>広報媒体</u>等を活用して住民に対する啓発に努めるものとし、県国民保護計画に準じて、市町国民保護計画に必要な事項を定めるものとする。</p>

7 住民への協力要請

住民への協力要請について、わかり易くするため、協力を要請する具体的な内容を新たに盛り込むこととする。

頁	前回計画（案）	頁	今回計画（案）
52	<p>10 住民への協力要請</p> <p>県は、国民保護措置を実施するに当たり、必要があると認めるときは、住民に対し、以下に掲げる援助について協力を要請する。</p> <p>この場合、その協力は、自発的な意思に委ねられるものであって、その要請に当たって強制にわたらないように留意するとともに、協力者の安全確保に十分配慮する。</p> <p>○ 避難住民の誘導に必要な援助</p> <p>○ 避難住民等の救援に必要な援助</p>	52 ～ 53	<p>10 住民への協力要請</p> <p>県は、国民保護措置を実施するに当たり、必要があると認めるときは、住民に対し、以下に掲げる援助について協力を要請する。</p> <p>この場合、その協力は、自発的な意思に<u>ゆだね</u>られるものであって、その要請に当たって強制にわたらないように留意するとともに、協力者の安全確保に十分配慮する。</p> <p>(1) 避難住民の誘導に必要な援助</p> <p><u>避難住民を誘導する県の職員、警察官又は避難住民の誘導を補助する県の職員は、必要があると認めるときは、避難住民その他の者に対し、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請する。</u></p> <p><u>協力を要請する内容は、住民避難の誘導、移動中における食品等の配布、高齢者、障害のある人等自ら避難することが困難な者の避難の介助等とする。</u></p> <p>(2) 避難住民等の救援に必要な援助</p> <p><u>知事又は県の職員は、必要があると認めるときは、救援を必要とする避難住民等及びその近隣の者に対し、救援に必要な援助について協力</u></p>

	<p>○ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に必要な援助</p> <p>○ 保健衛生の確保の実施に必要な援助</p>	<p><u>を要請する。</u></p> <p><u>協力を要請する内容は、避難所における食品、生活必需品の配布等とする。</u></p> <p><u>なお、知事が市町長に救援に関する事務を委任したときは、市町長又は市町の職員が当該協力を要請する。</u></p> <p>(3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に必要な援助</p> <p><u>知事若しくは県の職員又は警察官は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請する。</u></p> <p>(4) 保健衛生の確保の実施に必要な援助</p> <p><u>知事又は県の職員は、武力攻撃災害の発生により住民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請する。</u></p> <p><u>協力を要請する内容は、健康診断、感染症の動向調査、水道検査及び防疫活動の実施の補助等とする。</u></p>
--	--	---

8 警報の通知

警報の通知について、わかり易くするため、国の対策本部長による警報の内容を盛り込むこととする。

頁	前回計画（案）	頁	今回計画（案）
53	<p>(1) 警報の通知</p> <p>① 知事は、総務大臣から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を市町長、県公安委員会、県教育委員会、指定地方公共機関、その他の関係機関に通知する。</p>	54	<p>(1) 警報の通知</p> <p>ア 知事は、総務大臣から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を市町長、県公安委員会、県教育委員会、指定地方公共機関、その他の関係機関に通知する。</p> <p>○ <u>警報の内容（法第44条第2項）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>武力攻撃事態等の現状及び予測</u> ・ <u>武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域</u> ・ <u>その他、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項</u>

9 緊急通報

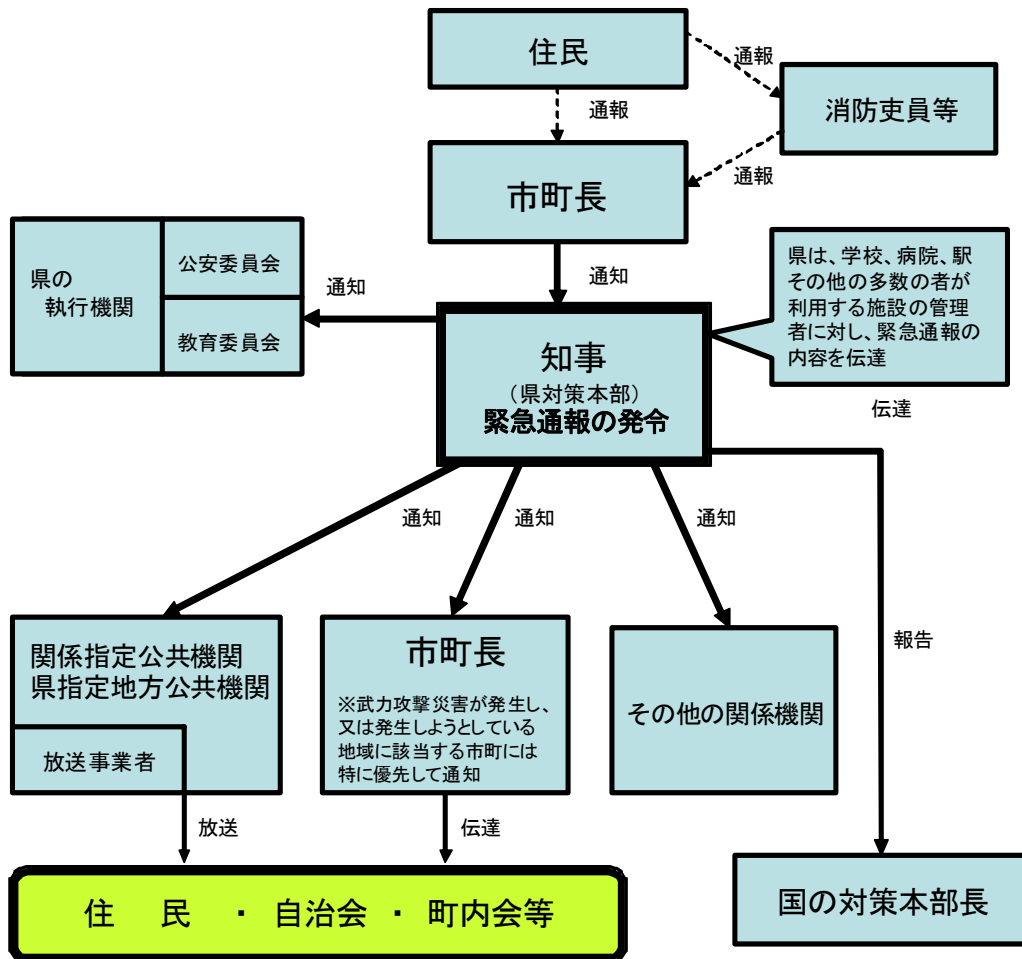
緊急通報の内容について、わかり易くするため、知事による緊急通報の発令の項に記載するとともに、緊急通報の具体的な内容及び流れ図を新たに盛り込むこととする。

頁	前回計画（案）	頁	今回計画（案）
54 ～ 55	<p>4 緊急通報の発令</p> <p>(1) 緊急通報の発令</p> <p>① 知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、速やかに緊急通報を発令する。</p> <p>特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合においては、知事は、情報を得たときには、<u>事態の状況に応じ、迅速に緊急通報の発令を行う。</u></p> <p>② 緊急通報を発令する場合、知事は、武力攻撃災害の兆候の通知や県警察、消防機関等からの情報の正確性や事態の緊急性について十分に勘案した上で発令するとともに、住民の混乱を未然に防止するよう留意する。</p>	56 ～ 57	<p>4 緊急通報の発令</p> <p>(1) 緊急通報の発令</p> <p><u>ア</u> 知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、速やかに緊急通報を発令する。</p> <p>特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合においては、知事は、情報を得たときには、<u>迅速に緊急通報の発令を行う。</u></p> <p><u>イ 緊急通報の内容は、必要最小限のものとし、明確かつ簡潔なものとする。</u></p> <p>○ 緊急通報の内容(法第99条第2項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害の現状及び予測 ・その他、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項 <p><u>ウ</u> 緊急通報を発令する場合、知事は、武力攻撃災害の兆候の通知や県警察、消防機関等からの情報の正確性や事態の緊急性について十分に勘案した上で発令するとともに、住民の混乱を未然に防止するよう留意する。</p>

	<p>(2) <u>緊急通報の内容</u></p> <p><u>緊急通報の内容は、必要最小限のものとし、明確かつ簡潔なものとする。</u></p>	
--	---	--

今回計画（案）58頁（新規）

(6) 関係機関への緊急通報の流れ



10 県警察による救助活動等

消防機関等との連携の中に記載していた県警察による救助活動について、よりわかり易くするため、新たな項目として盛り込むこととする。

また、大規模な被害の場合に対応するため、他の都道府県警察に対する広域緊急援助隊の派遣要求などについて、新たに盛り込むこととする。

頁	前回計画（案）	頁	今回計画（案）
84 ～ 85	<p>(1) 消防機関等との連携</p> <p>県は、消防機関が武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、円滑に消火・救急・救助等の活動を行うことができるよう、消防機関と緊密な連携を図る。</p> <p><u>また、県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、消防機関との連携の下に救助活動を行う。</u></p> <p>(2) 消防等に関する指示</p> <p>① 市町長等に対する指示</p> <p>知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町長若しくは消防長又は水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示する。</p> <p>この場合において、知事は、その対処に当たる職員の安全の確保に関し十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずる。</p>	88 ～ 89	<p>(1) 消防機関との連携</p> <p>県は、消防機関が武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、円滑に消火・救急・救助等の活動を行うことができるよう、消防機関と緊密な連携を図る。</p> <p>(2) 消防等に関する指示</p> <p>ア 市町長等に対する指示</p> <p>知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町長若しくは消防長又は水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示する。</p> <p>この場合において、知事は、その対処に当たる職員の安全の確保に関し十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずる。</p>

<p>知事は、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置の指示を消防庁長官から受けた<u>場合</u>は、武力攻撃災害の発生した市町との連絡及び市町相互間の連絡調整を図るほか、市町長若しくは消防長又は水防管理者に対して指示を行う。</p> <p>② 消防庁長官に対する消防の応援等の要請</p> <p>知事は、県内の消防力のみをもってしては対処できないと認める<u>場合</u>、消防庁長官に消防の応援等の要請を行う。</p>	<p>知事は、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置の指示を消防庁長官から受けた<u>とき</u>は、武力攻撃災害の発生した市町との連絡及び市町相互間の連絡調整を図るほか、市町長若しくは消防長又は水防管理者に対して指示を行う。</p> <p>イ 消防庁長官に対する消防の応援等の要請</p> <p>知事は、県内の消防力のみをもってしては対処できないと認める<u>ときは</u>、消防庁長官に消防の応援等の要請を行う。</p> <p>(3) <u>県警察による救助活動等</u></p> <p><u>県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、消防機関との連携の下に救助活動を行う。</u></p> <p><u>また、大規模な被害の場合には、県公安委員会は、警視庁又は他の都道府県警察に対する広域緊急援助隊の派遣要求及び連絡等の措置を行う。</u></p>
--	---

11 県及び市町における生活基盤等の確保

県民の生活環境を維持する上で下水道が必要・不可欠であるため、県の管理する流域下水道及び市町の管理する下水道について生活基盤等として新たに盛り込むこととする。

頁	前回計画（案）	頁	今回計画（案）
90	<p>3 生活基盤等の確保</p> <p>(1) 県による生活基盤等の確保</p> <p>① 水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県は、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。</p> <p>② 河川、道路及び港湾の管理者である県は、河川、道路及び港湾を適切に管理する。</p> <p>(2) 市町による生活基盤等の確保</p> <p>水道事業者である市町は、それぞれの国民保護計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるものとする。</p>	94	<p>3 生活基盤等の確保</p> <p>(1) 県による生活基盤等の確保</p> <p>ア 水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県は、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。</p> <p>イ 河川、道路及び港湾の管理者である県は、河川、道路及び港湾を適切に管理する。</p> <p>ウ <u>流域下水道の管理者である県は、下水を適切に処理するために必要な措置を講ずる。</u></p> <p>(2) 市町による生活基盤等の確保</p> <p><u>上下水道事業者である市町は、それぞれの国民保護計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給し処理するために必要な措置を講ずるものとする。</u></p>
96	<p>2 ライフライン<u>施設</u>の応急の復旧</p> <p>(1) 県が管理する水道用水供給施設及び工業用水道施設の応急の復旧</p> <p>知事は、武力攻撃災害が発生した場合には、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じ</p>	100	<p>2 ライフラインの応急の復旧</p> <p>(1) 県が管理する水道用水供給施設、<u>流域下水道施設</u>及び工業用水道施設の応急の復旧</p> <p>県は、武力攻撃災害が発生したときには、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、</p>

	<p>て、応急の復旧のための措置を講ずる。</p> <p>(2) 市町長及び指定地方公共機関に対する支援 知事は、<u>水道</u>、ガス等のライフライン事業者である市町長及び指定地方公共機関から応急の復旧のため支援の要請があった場合には、ライフライン<u>施設</u>ごとに要請の内容を把握した上で、所要の措置を講ずる。</p>	<p>応急の復旧のための措置を講ずる。</p> <p>(2) 市町長及び指定地方公共機関に対する支援 知事は、<u>上下水道</u>、ガス等のライフライン事業者である市町長及び指定地方公共機関から応急の復旧のため支援の要請があった場合には、ライフラインごとに要請の内容を把握した上で、所要の措置を講ずる。</p>
--	---	--

12 その他

誤字、脱字等について、所要の訂正を行う。